

水処理に使用した使用済活性炭の 適切な保管等をお願いします

PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)(以下「PFOS等」という。)を含む使用済活性炭は、不適切な管理が行われると活性炭に吸着したPFOS等が溶出し、環境中への流出による汚染につながるおそれがあります。

所有・管理する施設において水処理に活性炭を使用する場合は、令和7年3月26日付けの環境省の通知を参考に使用済活性炭の適切な保管、適正処理、再生を行い、使用済活性炭からのPFOS等の流出等が起きないように、御留意いただくようお願いいたします。

PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の 適切な保管、適正処理、再生について

1 使用済活性炭の適切な保管

事業場等で長期間保管する場合には、屋内で保管又は雨水等が当たらないよう保管し、定期的に保管状況を確認してください。

不適切な保管の例)長期間にわたって野積みし、保管容器の外装が破損したまま放置する。

2 使用済活性炭の適正処理

不要になったPFOS等を含む使用済活性炭は、「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に基づき、適正に処理してください。

処理を委託する場合には、廃棄物処理業者に対して適切な情報提供を行ってください。

3 使用済活性炭の再生

PFOS等を含む使用済活性炭の再生を委託する場合には、再生事業者に適切な情報提供を行い、受入可能か事前に確認するとともに、再生事業者において環境中へのPFOS等の流出防止に関する取組がなされていることを確認してください。

お問合せ先

(水質の汚濁の防止に関すること)

愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課 水・土壌規制グループ

電話 : 052-954-6222(ダイヤルイン) メール : mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

※ 水質汚濁防止法政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市)においては、各市の環境担当課に御連絡ください。

(廃棄物の処理に関すること)

愛知県 環境局 資源循環推進課産業廃棄物適正処理推進室 審査グループ

電話 : 052-954-6235(ダイヤルイン) メール : junkan@pref.aichi.lg.jp

※ 廃棄物処理法政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市)においては、各市の廃棄物担当課に御連絡ください。

《参考資料》

- 令和 7 年 3 月 26 日付け環水大管発第 25032611 号、環循規発第 2503261 号「PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について」

URL : <https://www.env.go.jp/content/000301642.pdf>

- 令和 4 年 9 月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」

URL : <https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>